

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西日本高速道路株式会社関西支社奈良工事事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和元年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（二級基準点測量及び三級水準測量）
- 二 測量の地域 一般国道二十四号（京奈和自動車道（大和北道路））
- 三 測量の期間 令和元年五月八日から同年七月二日まで